

広島県告示第五百四十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 津田 博之

2 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の代表者の氏名

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
代表取締役	宇山	生顕	代表取締役	津田	博之

三 変更年月日

平成二十六年四月一日